

神奈川県都市計画提案評価検討会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県都市計画提案評価検討会議の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法第21条の3及び都市再生特別措置法第38条に規定する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る判断を行うために神奈川県都市計画提案評価検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 都市計画法及び都市再生特別措置法に基づく県に対する計画提案について、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの評価・判断に関すること。
- (2) 前号の評価・判断のために必要な事項に関すること。

(組織等)

第4条 会議は会長及び委員をもって組織する。

- (1) 会長は、県土整備局都市部長をもって充てる。
- (2) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長は、必要に応じてその都度これらの者以外の者を会議に参加させることができる。
- (3) 会議は、会長が召集し、その議長となる。
- (4) 会長は、あらかじめ指定した者にその職務を代理させることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、県土整備局都市部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。

別 表

都市計画法に基づく検討会議	都市再生特別措置法に基づく検討会議
環境農政局総務室企画調整担当課長 環境部環境計画課長 緑政部自然環境保全課長 県土整備局総務室企画調整担当課長 都市部都市計画課長 都市整備課長 都市公園課長 道路部道路企画課長 建築住宅部建築指導課長 計画提案に関係する 地域県政総合センター企画調整部長 土木事務所計画建築部長（藤沢土木事務所 にあつては工務部長）	政策局自治振興部地域政策課長 環境農政局総務室企画調整担当課長 環境部環境計画課長 県土整備局総務室企画調整担当課長 都市部都市計画課長 都市整備課長 都市公園課長 道路部道路企画課長 建築住宅部建築指導課長 計画提案に関係する 地域県政総合センター企画調整部長 土木事務所計画建築部長（藤沢土木事務所 にあつては工務部長）